国会事項

衆議院

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

十二月十二日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　義家　弘介　補欠　古川　俊治

答弁書受領

十二月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳提出普天間飛行場の辺野古移設に伴う公有水面埋め立てに関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出整備新幹線の着実な建設を進める上で考慮すべき事項の進捗状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出元沖縄防衛局長の暴言等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝提出自衛隊が保有する通信衛星と無人機の導入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出東日本大震災発生以降における防災に向けた道路整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近藤三津枝提出政府におけるエネルギー基本計画の取扱いに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮本岳志提出東日本大震災被災者の奨学金債務の返済免除に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出日ロの密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問に対する答弁書

通知書受領

十二月十三日内閣から衆議院議員渡辺喜美提出教育の政治的中立性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員佐藤ゆうこ提出生活保護制度における外国人の取扱いに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員佐藤ゆうこ提出訪問介護の生活援助の時間区分等の見直しに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員城内実提出ＴＰＰに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員城内実提出「復興増税」に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出磐石不動の農業生産基盤に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出医師数に基づく医療体制と地域医療再生計画のさらなる推進に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出原子力施設再稼働についての政府の方針に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出公務員住宅の必要性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出スーパーコンピューター「京」のコストに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出スーパーコンピューター「京」の国際競争力に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出スーパーコンピューター「京」のプロセッサに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出スーパーコンピューター「京」の新方式の設計の可能性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出国家公務員給与が人事院勧告に基づかず民間の賃金水準を上回って支給される事態への野田内閣の対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出中小企業金融円滑化法の施行状況及び今後の取り扱いに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出今後の我が国の経済連携の進め方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出冤罪の定義に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉井英勝提出情報収集衛星の予算組換えに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出国際的な人権諸条約の締結及び実施、ならびに外国人の年金や教育等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年十二月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。